



道共募第57号
令和4年5月6日

地方・市町村共同募金委員会
事務局長様

社会福祉法人北海道共同募金会
事務局長 天羽 啓
《公印略》

令和4年度赤い羽根「災害見舞金」交付事業の実施について

共同募金運動の実施にあたり日頃よりご尽力戴いておりますこと改めて御礼申し上げます。

本会では、平成18年より地域住民に対する共同募金運動の趣旨や使途の理解促進に資するため、共同募金運動理念の「相互扶助」精神に基づき、火災および風水害等の自然災害により被災された方を対象とした標記「災害見舞金」の交付を実施しておりますので、別添「赤い羽根「災害見舞金」交付要領」をご参照いただき、関係者並びに地域住民に広く周知いただけますようお願い申し上げます。

なお、本事業実施に際し、ご不明な点等がございましたら、本会まで適宜お問い合わせください。

【お問い合わせ】

社会福祉法人北海道共同募金会 (担当: 大作)
TEL: 011-231-8000 / FAX: 011-231-8003
Eメール: dokyobo@akaihane-hokkaido.jp

赤い羽根「災害見舞金」交付要領

平成 18 年 4 月 30 日 制定

(目的)

第 1 条 この要領は、火災及び風水害等の自然災害(以下「災害」という。)の被災者(以下「被災者」という。)に対し、共同募金運動理念の「相互扶助」精神に基づき、災害見舞金(以下「見舞金」という。)を交付することを目的とする。

(交付対象被災者)

第 2 条 見舞金の交付対象となる被災者は、次に掲げる要件を備えている世帯主とする。

- (1)道内に現に居住し、道内市町村の住民基本台帳に記載されていること。
- (2)災害により自己の居住の用に供している住家に被害を受けたこと。

2 前項に規定する要件にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(見舞金の交付内容)

第 3 条 次の各号の一に該当する被災者に対し、定められた見舞金を交付する。ただし、各号の見舞金は併給しないものとする。

- (1)災害により死亡された場合

世帯構成員が 1 人－2 万円(2 人以上については1人につき 1 万円を加算; 2 人－3 万円、3 人－4 万円、…)

- (2)災害により住家に被害を受けた場合

全壊(全焼・流失)－2 万円

半壊(半焼・床上浸水)－1 万円

(見舞金の交付申請)

第 4 条 災害見舞金を申請する場合は、地元消防機関、町内会及び民生委員等と緊密な連絡をとり、敏速かつ正確に事実を確認し、災害見舞金交付申請書(別様式)により申請を行うものとする。

(適用除外)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1)災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。

- (2)罹災者の故意又は重大な過失が災害発生の原因と判断されるとき。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。